

その他の親族（義父母等） ※同居が条件

◎必須書類（認定中の被扶養者は全員提出）

1. 被扶養者申告書

2. 現況報告書 ※高校生（18歳）以下で無収入の場合は省略可

上記2点に下記該当添付書類を揃えて、ご提出ください。

*（写）となっているものは原本のコピー（写真不可）その他は原本

状況	添付書類	注意事項
昨年・今年ともに収入なし	- 平成30年度（29年分）所得証明書★ - 住民票（3ヶ月以内の発行・続柄記載）	→高校生以下を除く
昨年は収入あり 現在は収入なし（1）	退職後に認定の場合→雇用保険離職票（写） ※認定時に提出している場合は省略可 雇用保険受給申請中の場合→雇用保険受給資格者証（写） 住民票（3ヶ月以内の発行・続柄記載）	現況報告書「特記事項」に退職日を記載
昨年は収入ありで 現在は収入なし（2） ※扶養の条件範囲内の収入があったが、現在は無の場合	- 平成30年度（29年分）所得証明書★ - 雇用証明書（様式Ⅰ）※ダウンロード※1 - 雇用保険離職票（写） - 雇用保険受給資格者証（写）（※雇用保険受給申請中の場合） - 住民票（3ヶ月以内の発行・続柄記載）	→「全項目証明」のもの →退職日までの証明 退職日を事業主が記載の場合は離職票（写）省略可

状況	添付書類		注意事項
現在収入あり （H30.9 現在、恒常的な収入がある） 収入確認書類の他 住民票添付 ※3ヶ月以内の発行 続柄が記載されているもの	給与収入	雇用証明書（様式Ⅰ）※ダウンロード※1	「給与明細（写）」は原則不可。（※雇用証明書を依頼出来ない事情がある時は応相談）
	年金収入	- 平成30年度（29年分）所得証明書★ - 最新の年金振込通知書（写）※2 ※H30年1月以降の「年金改定通知書（写）」でも代用可	年金の源泉徴収票は不可
	事業所得・不動産所得等	- 平成29年分確定申告書（写）及び収支内訳書（写）※青色申告の場合は青色申告決算書（写） - 平成30年度（29年分）所得証明書★	共済組合と所得税法上では認められる必要経費が異なる 資料Ⅰ参照
	株式譲渡収入	- 平成29年分確定申告書（写）及び収支内訳書（写）※3 - 平成30年度（29年分）所得証明書★	

上記項目 ＋ 該当者	別 居	・年間送金額が確認できる書類 ※通帳（写）、振込の明細書（写）等	【※5】
	心身障害 者等	・障害者手帳（写）または医者診断 書を提出	→認定時に提出済の 場合は省略可

【注意点・補足】

- ★所得証明書等は H30.1.1 に住民票のあった市区町村窓口で取得して下さい。
- ★所得証明書等は「市民税・県民税課税証明書」や「所得・課税証明書」「課税・非課税証明書」など市町村によって呼び方が異なります。（取得の際に使用目的をお伝え下さい。）
- ★非課税証明書は「課税されていない」旨の記載のみでは不可となりますのでご注意ください。
- ★証明書の取得に本人（18歳以上）以外が行く場合、委任状が必要です。
- ★平成30年7月以降に認定され、申告時に「平成30年度非課税証明書」等を提出している場合は省略可。（「現況報告書・特記事項」欄にその旨を記載）

- 【※1】 「給与の源泉徴収票」は代用不可。「給与明細（写）」は原則代用不可
- 【※2】 複数の年金を受給している場合は全てについて提出が必要（個人年金含む）
- 【※3】 特定口座を保有し、確定申告が免除の場合は「平成29年分年間取引報告書」を提出
- 【※4】 平成30年4月以降に扶養認定され、申告時に提出している場合は省略可
（※「現況報告書・特記事項」欄にその旨を記載）
- 【※5】 過去1年間の月々の振込金額、振込元（組合員）、振込先（被扶養者）の全てが確認できる書類を提出（手渡しの場合は、「手渡し受取確認書」※ダウンロードを提出）